

誠心園短期入所生活介護事業所

重要事項説明書

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0823-42-0505
担当 生活相談員 川井 山下 本森

2. 事業所の概要

- 提供できるサービスの種類 短期入所生活介護事業 介護予防短期入所生活介護事業
- 事業名称 誠心園短期入所生活介護事業所
- 所在地 広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番1号
- 介護保険指定番号 3473100463
- 通常の送迎実施地域 江田島市
- 利用定員 20名
- 事業所の目的

居宅において、要介護・要支援状態となった高齢者に対し適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供をする事を目的とする。

○運営方針

事業所の従業者は、要介護・要支援状態の利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、入浴・排泄・食事等の日常生活を可能な限り自立して営むことが出来るように支援することにより、利用者の心身等の機能維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

実施に当たっては、関係市町・地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

○同施設の職員体制 (特別養護老人ホーム誠心園 (以下「特養」) という)

施設長 (管理者)	1名
医師	2名 (特養と兼務)
介護職員	58名 (特養と兼務)
看護職員	7名 (特養と兼務)
機能訓練指導員	1名 (特養と兼務)
管理栄養士	1名 (特養と兼務)
生活相談員	3名 (介護支援専門員兼務3名) (特養と兼務)
事務職員	2名 (特養と兼務)
その他	2名(宿直員等) (特養と兼務)

3. サービス内容

1. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画の立案

居宅サービス計画及び介護予防計画に基づいて、心身の状態を勘案し、利用者と家族の希望を踏まえて可能な限り自立して生活が送れるよう、4日以上継続して利用する利用者については、計画の作成をいたします。

2. 食事

栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

3. 入浴 特殊浴槽、一般浴槽により身体の状況に合わせ安全な入浴を提供します。

4. 介護 排泄、食事、移動、入浴 等の支援をさせていただきます。

- 5.機能訓練 機能訓練指導員の指示により機能訓練職員が身体の状態に合わせて行います。
- 6.生活相談 利用者様とご家族からの介護に関するご相談に応じます。
- 7.健康管理
- 8.特別食の提供 食べられない物やアレルギーがある方は事前にご相談ください。
- 9.所持品保管
- 10.娯楽等 レクリエーション、ご法話、生け花 等
- 11.送迎 江田島市内（市外は、別紙1のとおり）

4. 利用料金

(1) 基本料金 別紙1のとおり

(2) 支払方法

毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、10日以内にお支払いください。
入金確認後、領収書を発行します。

お支払い方法

1. ゆうちょ銀行の自動引き落とし
2. 広島銀行へ払込み

払込先

広島銀行 江田島支店 (普通) 3037095
誠心園短期入所生活介護事業所 理事長 平野 典子

いずれかをお願い致します。

5. 事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

あたたかさやさしさをもって支援します。

(2) 施設利用に当たっての留意事項

- ①面会 : 来訪者は、必ず事務所前に設置した面会簿に記載事項に記入することとする。なお、食べ物の持ちこみはご遠慮願います。
- ②喫煙 : 施設内の指定の場所以外では行うことはできません。安全管理上・タバコ・ライター・マッチは預かることとします。
- ③設備・施設の使用上の注意
 - : 居室及び教養施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
 - : 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したりした場合には、利用者の自己負担により現状を回復していただくか、または相当の金額を支払っていただく場合があります。
 - : 利用者に対するサービス実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に必要な処置をとることとします。但し、この場合ご本人にプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。
 - : 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、営利活動を行うことは出来ません。
- ④持ち込み制限 : 入所にあたり、以下のものは原則として持ちこむことが出来ません。
ペット・仏壇等（大きなもの）貴重品・現金等

6. 緊急時及び事故発生時の対応方法

・ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講じるほか、ご家族の方に速やかにご連絡いたします。病院受診が必要な場合はご家族様に対応をお願いしております。

・サービス提供により事故が発生した場合は、市区町村・ご家族・居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等に連絡して必要な措置を講じます。また、当該事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

損害賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7. 身体拘束について

サービス提供にあたり、利用者の生命または身体を保護するためやむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為を実施しません。なお、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、ご家族に説明し同意を得てその態様および時間、その際の身体状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとする。

8. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護・虐待予防のために、成年後見制度の利用の支援、定期的な虐待防止委員会開催、指針の整備、研修の実施、虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 : 施設長 兼池 麻子

虐待防止に関する窓口 : 生活相談員

9. 感染症予防及びまん延の防止のための措置について

感染症の予防及びまん延等に関する取り組みの徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練の実施等に取り組みます。

10. 非常災害対策

施設は、防災計画等の防災計画に基づき、年2回以上の避難・救出訓練を実施します。

11. 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定介護の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

12. サービス内容に関する相談・苦情

1. 当施設ご利用者相談・苦情担当

担 当 管理者 : 平野 典子

生活相談員 : 山下・川井・本森

電話番号 0823-42-0505

FAX 番号 0823-42-0506

2. 手順

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う為に、申請者は原則本人又は家族とし、それによりがたい場合は代理人でも受付ける

(2) 担当者は、申請を受付けたら管理者に報告し、その事実確認・調整を行い、原因究明・解決策を講じる

(3) 管理者や担当者は、結果を本人や代理人に十分な説明を口頭及び文書化して行う

3. その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・江田島市高齢介護課

江田島市大柿町大原505番地

電話番号 0823-43-1651

- ・広島県国保連合会

広島市中区東白島町19番49号 国保会館

電話番号 082-554-0783

13. 事業所の概要

名 称	社会福祉法人 誠心福祉会
代表者役職・氏名	理 事 長 平野 典子
本部所在	広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番1号
電話番号	0823-42-0505
定款の目的に定めた事業	特別養護老人ホーム 誠心園 誠心園居宅介護支援事業所 誠心園デイサービスセンター 誠心園入所短期生活介護事業所 誠心園グループホーム

14. 第三者評価実施状況 未実施

重要事項説明書の内容について説明し、交付しました。

年 月 日

事業者 広島県江田島市江田島町宮ノ原三丁目20番1号
社会福祉法人 誠心福祉会
理 事 長 平野 典子
誠心園短期入所生活介護事業所
説 明 者

重要事項説明書の内容について説明と交付を受けました。

年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

<代理人>

住 所

氏 名

利用者との続柄